明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**三一）　一

〔告　示〕
○ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があった件（**国家公安委**二二）　二
○ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があった件（**同**二三）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**二五七）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**二五八）　三
○平成二十六年産あへんの納付期限を定めた件（**厚生労働**二五一）　三
○薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を定める件（**同**二五二）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**七二二～七三三）　三
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**七三四、七三五）　三
○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**一二八）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六五九）　三
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**六六〇）　三

〔国会事項〕　三

〔人事異動〕
内閣　財務省　農林水産省　三

〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　三

〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　三

省　令

○経済産業省令第三十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十六条第二項、第十六条の二第一項、第三十八条の三及び第八十一条第一項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月四日

経済産業大臣　茂木　敏充

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十八号中「この条」の下に「及び第二十一条」を加え、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　第十九号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第十九号中「貯槽等の修理又は清掃（以下この条において「修理等」という。）」とあるのは「第二十二号の検査」と、同号イからヘまでの規定中「修理等」とあるのは「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは「バルク貯槽」と読み替えるものとする。

第二十一条中「貯槽又はバルク貯槽」を「貯槽等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充塡してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充塡できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

第八十七条に次の一項を加える。

2　第二十一条第二項の規定は、前項の特定供給設備以外の供給設備の貯蔵能力について準用する。この場合において、同条第二項中「千キログラム未満」とあるのは「五百キログラム以下」と読み替えるものとする。

第百三十一条第一項の表に次のように加える。

七	第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の検査を行った場合	一　バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称 二　高圧ガス保安法第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の番号及び発行年月日 三　検査を行った年月日 四　検査を行った者の氏名又は名称及び住所 五　検査の結果
八	第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の附属機器の検査を行った場合	一　附属機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 二　検査を行った年月日 三　検査を行った者の氏名又は名称及び住所 四　検査の結果
九	第十六条第二十三号の規定によりバルク容器の機器の検査を行った場合	一　機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 二　検査を行った年月日 三　検査を行った者の氏名又は名称及び住所 四　検査の結果